

第40回旭川市高齢者文化祭開催要領（案）

1 目的

高齢者の趣味の作品等の展示発表を通して生きがいを高め、趣味の向上を図り、併せて市民の高齢者福祉への理解と関心を高め、もって高齢者福祉の充実を図ることを目的とする。

2 主催

旭川市
旭川市老人クラブ連合会

3 開催日時及び場所

(1) 作品展示

ア 期間 平成29年11月4日（土）から11月7日（火）まで

イ 時間 午前10時から午後4時まで
（11月7日（火）は午前9時から午後1時まで）

ウ 場所 旭川市7条通9丁目
旭川市民文化会館 展示室

(2) 表彰式及び芸能発表

ア 日時 平成29年11月7日（火）午前10時から午後4時まで

イ 場所 旭川市民文化会館 大ホール

4 内容

(1) 作品展示

ア 絵画の部
イ 書の部
ウ 工芸品の部（手工芸・陶芸）
エ 写真の部

(2) 芸能発表

表彰式のアトラクションとして、老人クラブ等高齢者団体による芸能発表を行う。

※1団体の発表する舞踊等の所要時間は4分以内とする。

5 応募（出演）資格

(1) 作品展示 市内に居住する60歳以上の者

(2) 芸能発表
老人クラブ又は老人福祉センター等において活動している団体

6 出品作品の大きさ

(1) 絵画の部 100号以内（130cm×162cm以内）
(2) 書の部 1m×2m以内
(3) 工芸品の部（手工芸・陶芸） 縦・横・高さの合計が3m以内
(4) 写真の部 254mm×368mm以内（四つ切り（四つ切りワイドを含む））
組写真は不可とする。

7 出品数の制限

作品展示への出品は、全部門を通し、1人1点のみとする。

8 出品内容の制限

出品作品については、出品者の創意工夫の入る余地がないもの（市販のジグソーパズル等）及び公序良俗に反するものは不可とする。

9 出品作品の製作時期

原則として平成29年1月以降に製作したものとする。

10 出品方法

出品作品は、指定の出品申込書に必要事項を記入の上、搬入の際にそのまま展示できる形にして出品すること。また、作品の重量に耐えられるよう、つり具を頑丈にすること。

- (1) 絵画の部 (額入り, つり具付き)
- (2) 書の部 (額入り又は表装し, つり具付き)
- (3) 工芸品の部 (つるす作品は, つり具付き)
- (4) 写真の部 (額入り, つり具付き)

11 出品申込書様式

- (1) 個人出品 様式1
- (2) 共同製作作品 様式2
- (3) 団体受付用 (施設等において個人出品の作品をまとめて出品する場合に使用) 様式3-1~5 (部門別に記入すること。)

12 作品の出品受付(搬入)及び搬出

(1) 出品受付(搬入)

- ア 日時 10月31日(火) 午前10時から午後3時まで
- イ 場所 旭川市民文化会館 展示室
- ウ 方法 出品者又は所属団体の責任者等が持参する。

(2) 搬出

- ア 日時 11月7日(火) 午後2時から午後3時半まで
- イ 場所 旭川市民文化会館 展示室
- ウ 方法 出品者又は所属団体の責任者等が搬出する。

13 作品の審査

作品は、絵画・書・工芸品・写真の各部門ごとに区分し、作品の巧拙、出品者の年齢、心身の状態等を考慮し、決定するものとする。

なお、審査は各部門の専門有識者により組織する旭川市高齢者文化祭作品選考委員会に諮り行うものとする。

14 芸能発表出演申込

指定の出演申込書により9月20日(水)までに申し込むこと。

15 表彰

(1) 表彰数及び内容

- ア 金賞 20点(賞状の贈呈)
- イ 銀賞 40点(賞状の贈呈)
- ウ 旭川市老人クラブ連合会特別賞 各部門1点程度(賞状の贈呈)

(2) 表彰式

- ア 日時 平成29年11月7日(火) 午前10時から
- イ 場所 旭川市民文化会館 大ホール

16 その他

大ホール内での飲食は厳禁とする。ロビー及びホワイエ内では可とする。